



平成25年 第2回臨時会

会 議 録

(平成25年5月10日)

枕崎市議会

平成 25 年
枕崎市議会第2回臨時会会期及び会期日程

- 1 会 期 1日間（5月10日）
2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
5月10日（金）	本会議		前 9：29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 休 憩 6 再 開 7 議長の辞職について 8 議長の選挙について 9 休 憩 10 再 開 11 副議長の辞職について 12 副議長の選挙について 13 常任委員の選任について 14 議会運営委員の選任について 15 南薩地区衛生管理組合議会議員 の選挙について 16 南薩介護保険事務組合議会議員 の選挙について 17 休 憩 18 再 開 19 議案上程（日程第5号－第7号） 20 提案理由の説明 21 質疑、討論、表決 22 報告（日程第8号） 23 枕崎市議会報調査特別委員の選 任について 24 継続審査の申し出について 25 閉 会
		委員会	前 10：35	1 総務文教委員会 1 産業厚生委員会 1 議会運営委員会

本 会 議 第 1 日

(平成25年5月10日)

平成25年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成25年5月10日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
追加 1		議長の仕事について	
追加 2		議長の選挙について	
追加 3		副議長の仕事について	
追加 4		副議長の選挙について	
追加 5		常任委員の選任について	
追加 6		議会運営委員の選任について	
3		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	
4		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について	
5	109	専決処分の承認を求めることについて	
6	110	専決処分の承認を求めることについて	
7	111	専決処分の承認を求めることについて	
8	報1	枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について	
追加 7		枕崎市議会報調査特別委員の選任について	
追加 8		継続審査の申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 依積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 氣 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
本 田 親 行 財政課長
白 澤 芳 輝 健康課長
田野尻 武 志 監査委員
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長
田 代 芳 輝 税務課固定資産税係長
石 場 博 和 総務課行政係主任

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長
厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
尾 辻 のぞみ 税務課課税係長
山 口 太 総務課行政係長
寺 前 秀 紀 総務課行政係主事

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 平成25年第2回臨時会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、4番今門求議員、12番沖園強議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時30分 休憩

午前9時33分 再開

○**新屋敷幸隆副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長の依積田義信議員から、議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○**新屋敷幸隆副議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、依積田義信議員の退席を求めます。

[依積田義信議員 退席]

○**新屋敷幸隆副議長** お諮りいたします。

依積田義信議員の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、依積田義信議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

依積田義信議員の着席を求めます。

[依積田義信議員 着席]

○**新屋敷幸隆副議長** この際、お諮りいたします。

議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○**新屋敷幸隆副議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから、追加日程第2号として、議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**新屋敷幸隆副議長** ただいまの出席議員数は、16人です。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆副議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

なお、牧信利議員は、議席において一番最後に投票することにいたしたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆副議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆副議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に10番畠野宏之議員、11番吉松幸夫議員、12番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆副議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、立石幸徳議員9票、新屋敷幸隆議員7票。

以上のとおりであります。

[傍聴席で拍手する者あり]

○新屋敷幸隆副議長 この選挙の法定得票数は、4,000票であります。

よって、立石幸徳議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選された立石幸徳議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

[立石幸徳議長 登壇]

○立石幸徳議長 ただいまの議長選挙結果によりまして、私、本当に浅学非才の身でございますけれども、枕崎市議会議長ということになりました。

開会前の全員協議会で、所信表明をいたしましたことを忠実に守りながら、議員の皆様方と手を取り合って、この枕崎の難局を乗り切っていきたいと思っております。

○新屋敷幸隆副議長 議長と交代いたします。

[傍聴席で拍手する者あり]

[立石幸徳議長 議長席に着席]

○立石幸徳議長 ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 47 分 休憩

午前 9 時 49 分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長の新屋敷幸隆議員から、副議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

副議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第 3 号副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、新屋敷幸隆議員の退席を求めます。

[新屋敷幸隆議員 退席]

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

新屋敷幸隆議員の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、新屋敷幸隆議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

新屋敷幸隆議員の着席を求めます。

[新屋敷幸隆議員 着席]

○立石幸徳議長 この際、お諮りいたします。

副議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから、追加日程第 4 号として、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの出席議員数は、16 人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人 1 名の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に13番中原重信議員、14番吉嶺周作議員、16番新屋敷幸隆議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、清水和弘議員8票、茅野勲議員8票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4,000票であります。

この結果、清水和弘議員と茅野勲議員は得票数が同数であり、いずれもその得票数は、法定得票数を超えております。

よって、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選人はくじで決定することになりました。

ただいまの両名にくじを引いていただきます。

くじの手續について申し上げます。

まず、くじを引く順序を抽せん棒で決め、その順序に従って、当選人を決めるくじを抽せん器で引いていただくことにいたします。当選人は、数字の1番といたします。

ただいまの両名は、前のほうへお願いいたします。

まず、議席順に抽せん棒を引いていただきます。

[予備抽せん]

○立石幸徳議長 ただいまのくじの結果、清水和弘議員、茅野勲議員の順に、くじを引くことになりました。

それでは、ただいまの順序に従い、くじを引いていただきます。

[本抽せん]

○立石幸徳議長 抽せんの結果を報告いたします。

茅野勲議員が当選のくじを引かれました。

よって、茅野勲議員が副議長の当選人と決定いたしました。

ただいま、副議長に当選された茅野勲議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

[茅野勲副議長 登壇]

○茅野勲副議長 どうも皆さん、ありがとうございます。御協力ありがとうございました。

本当、責任を、ひしひしと感じております。議長の仕事あるときは、代行として一生懸命頑張りたいと思います。皆様の御協力を得て、枕崎市議会を盛り上げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○立石幸徳議長 ただいま、議長、副議長が決定いたしましたので、先例により、議席の交代をお願いいたします。

議長は1番、副議長は16番となります。

俵積田義信議員は2番、新屋敷幸隆議員は6番の議席に御着席願います。

[俵積田義信議員2番席に着席 新屋敷幸隆議員6番席に着席 茅野勲副議長16番席に着席]

○立石幸徳議長 この際、お諮りいたします。

常任委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第5号常任委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に城森史明議員、吉松幸夫議員、今門求議員、立石幸徳議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、俵積田義信議員、牧信利議員。

産業厚生委員会委員に禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、沢口光広議員、清水和弘議員、畠野宏之議員、茅野勲議員、沖園強議員。

以上の方を、それぞれ指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第6号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、今門求議員、中原重信議員、吉嶺周作議員、禰占通男議員、豊留榮子議員、城森史明議員を議会運営委員会委員に指名いたします。

次に、日程第3号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、本市議会から選出の南薩地区衛生管理組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第7条の規定に基づき、選挙を行うものです。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの出席議員数は、16人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番俵積田義信議員、3番豊留榮子議員、4番今門求議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、立石幸徳5票、清水和弘議員4票、新屋敷幸隆議員4票、吉松幸夫議員3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1,333票であります。

よって、立石幸徳、清水和弘議員、新屋敷幸隆議員が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された立石幸徳、清水和弘議員、新屋敷幸隆議員に会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第4号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、本市議会から選出の南薩介護保険事務組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第5条第2項の規定に基づき、選挙を行うものです。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの出席議員数は、16人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番清水和弘議員、6番新屋敷幸隆議員、7番禰占通男議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、豊留榮子議員5票、立石幸徳4票、今門求議員4票、新屋敷幸隆議員3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1,333票であります。

よって、豊留榮子議員、立石幸徳、今門求議員が南薩介護保険事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された豊留榮子議員、立石幸徳、今門求議員に会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5号から第7号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、専決処分の承認を求めることについて3件、報告事項1件の計4件であります。このうち、報告事項を除く3件について、説明を申し上げます。

まず、議案第109号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置が廃止されたことに伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めます。

次の議案第110号専決処分の承認を求めるとつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置が講じられたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めます。

次に、議案第111号専決処分の承認を求めるとつきまして申し上げます。

これは、平成25年3月31日付の南薩地区消防組合の解散に伴い、本市が承継した金銭会計に属する財産を平成25年度一般会計予算に組み入れる必要があることから、同予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めます。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○立石幸徳議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の3件に対し、質疑はありませんか。

○15番 牧信利議員 今、市長のほうから提示されました専決処分の問題について、お尋ねをいたします。

今回の専決処分には、議会で十分な審議が必要であると、重要な問題が幾つか含まれています。一つは、消防問題です。いまだにまだ、枕崎の消防体制をどうするのか。これらについて、当局からの説明はありません。

2番目には、最高裁に対する裁判の問題です。これは、これまでの議会で幾たびも申し上げてきましたが、何らの落ち度もない市民に対して市民の税金を使い、しかも、権力を使って訴訟を行うというこれまでの市の態度は、これは全く認めることができない。市の訴訟は、一審においても高裁においても棄却という決定がなされて、市の言い分は、通らなかったわけであります。

まさに、みずからの行政の事務の中で、登記手続というやるべきことを怠った結果、市民に大きな迷惑をかけて、そのことにこそ、明確な態度を示すべきであります。

それにもかかわらず、今回、高裁訴訟に関する問題が出ていますが、一体、最高裁に出すに当たって、どれぐらいの費用がかかるのか、まず、これをお尋ねしておきます。以上。

○立石幸徳議長 牧議員に申し上げます。

その後段の訴訟に係る最高裁の問題は、ただいま上程されている議案とは関係ありませんので、前段の消防に関する質疑を、御答弁をいただきたいと思えます。（「15番」と言う者あり）

よろしいですか。

○15番 牧信利議員 要するに消防問題の方針が出されていない。これを明確にさせていただくこと。

それから裁判問題については、我々、通知に対しては、きょうの午後からの全員協議会で報告するとある。そんな報告で済ませるような問題じゃない。

最高裁に持ち出していくという裁判というのは、市にとって重大な問題。これこそ議会議に諮って、その是非を問うべき問題です。以上です。

○立石幸徳議長 牧議員に申し上げます。

その最高裁の訴訟の案件は、上程中の案件でございませぬので、そういうことで御了承いただきたいと思えます。（「費用をちゃんと教えてくださいよ」と言う者あり）

○久木田敏副市長 消防体制の方針について、今後の方針について、説明がなされてないという質問でございますけれども、これにつきましては、24年度におきまして、その報告は十分議会のほうにもなされておりますし、その方向で今回事務を承継しようということで、ただいま報告を……、専決したということで、承認を求めるということで今回出されたものでありますので、その方針につきましては、もう既に御説明申し上げているところでございます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○15番 牧信利議員 既に24年に説明済みだということですが、それでは、今回の専決によって、枕崎の消防体制は具体的にどうなるのか、お尋ねします。

それから、救急救命士の国からの交付金が幾ら来ているのか。これについて、具体的にお答え願います。

○久木田敏副市長 消防体制につきましては、先ほど御説明したとおり25年度から本市単独で消防本部、その下に消防署を設けるというかたちで、今後推移していくということでございます。

○立石幸徳議長 ほかに質疑はありませんか。

○15番 牧信利議員 今回の消防改編では、いわゆる無線問題、デジタル化の問題が大きな問題になっていますが、この単独消防体制による枕崎の無線関係の費用はどれくらい上がってますか。

○久木田敏副市長 ただいま提案申し上げているこの専決処分につきまして、その内容につきまして、消防デジタルの関係につきましては、この案には関係ございませんので、こちらのほうとしては今、お答えをしかねるところでございます。

○15番 牧信利議員 今、答えられないようなことを勝手に専決して、議会はそれを黙って認めてくれと言うことですか。答えられないようなことしか言ってないわけです、これまで。ちゃんと答えてください。

○立石幸徳議長 牧議員に申し上げます。

上程中のこの消防に関する専決第3号につきましては、消防組合の解散に伴う専決議案となっておりますけれども、その点をお含みおきの上、質疑を行っていただきたいと思っております。（「私が言ってることは、言ったとおりですから、答えてもらえればいいですよ。ほかにはありません。」と言う者あり）

○中原浩二消防総務課長 今の質問に対してお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入予算は4月1日以降、事務を承継するため旧南薩地区消防組合からの受入金1,473万3,000円の増と、一般会計当初予算の財源として計上した繰越金259万9,000円の減であります。

一方、歳出予算につきましては、平成25年3月分の休日給や時間外手当、夜間勤務手当など職員手当等を初め、光熱水費や燃料費、通信運搬費の支払いなど、旧南薩地区消防組合の構成団体である南さつま市、南九州市への負担金の精算返納など、1,213万4,000円の歳出を予定しております。以上でございます。

なお、今回の事務承継に係るものについては、デジタル予算に関するものは含まれておりません。以上でございます。

○立石幸徳議長 ほかに質疑ござい……、（「15番」と言う者あり）牧議員。

○15番 牧信利議員 議会というのは、今、課長が答弁されたような、そういうことを委員会できちっと審査をするのが仕事なんですね。

専決処分にされますと、そんな機会は全くなくなるわけです。それについて、異議を申し立てているわけです。

それで最初尋ねましたが、救急救命士に対する国からの交付金は幾ら来ていますか。

○本田親行財政課長 救急救命士の要請に関する国からの財政支援につきましては、特別交付税のほうで措置されていると記憶しているところでございますけれども、ただいま資料等を持ち合わせておりませんので、その額等については正確に申し上げられないところでございます。

○立石幸徳議長 ほかに質疑ありませんか。（「いずれの答弁も納得できるものじゃないわけですね。だから、議会は何をすべきかというのは、今のやり取りで明確ですよ。わかりませんで、してませんでそこで答弁されると、後を言うことはできないわけです。そこから先が、議会の審査が必要などこなんです。何でそんなふうになってんのか。以上です、次。たくさんありますか

ら、一人で言うわけにいかんから。裁判問題ですね。それについては、経費は幾ら予測していますか。」と言う者あり。)

牧議員に申し上げます。訴訟関係の部分については、上程中の案件とは関係ございませんので、その点を了承の上で、関係議案に質疑をするというかたちでお願いしたいと思います。

ほかに。

○15番 牧信利議員 大体、裁判問題の報告は、きょうの午後からの全員協議会でやるんだと、こういうふうになっている、我々に対する通知は。

せっかく、臨時会が開かれて予算まで出ているときに、これらについて何一つ当局からの説明がないというのは、おかしいんじゃないですか。こういうやり方が、まさに変えるべき議会の改革なんです。

もう一つ、今回の中では、駅前広場の整備問題も出されていますね。一体これは、どういう整備をしようとしているのか説明もない。これ、まず、説明をください。

○立石幸徳議長 牧議員に申し上げます。訴訟関係についても、駅前開発についても、この本会議終了後の全員協議会で議題の予定になっているみたいですので、その全員協議会の中でお尋ねをいただきたいということで、上程中の案件についての質疑は、ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○立石幸徳議長 牧信利議員。

○15番 牧信利議員 私は、今回の専決処分について、補正予算のかかわりについて、反対の立場から討論を行います。

今回の専決処分は、市が行う重大な業務における、当然それは議会の中で審査されてこそ、決定されるべきものであります。

ところが、補正予算の専決というのは、そういうものを全く無視したやり方で、専決されているということでもあります。

消防の問題にしても、そうです。市民の生命・財産にかかわる問題です。今後の消防体制を枕崎でどうしていくのかと、きちんとした説明が行われてこそ、必要なものであります。市長の考えだけで専決をしていいのかどうか。これはとんでもないことであります。これこそ議事に諮って、十分な審議が行われるべき問題であります。

裁判問題は、議長がいろいろと言っておりますが、最高裁に持って行くような重大な裁判案件で、議会に何の説明もない。そういうことで、どういうことになるんですか。そういうふうなのは、市長の独裁を許すことになります。まさにこれは、こういう専決を認めてはならないと思います。

議会が持っている、その役割。市民にかわって行政のあり方をチェックする、住民の暮らしを守るという立場から、この専決処分が大きな問題であると考えておりますので、反対をいたします。以上です。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第5号及び第6号の2件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○立石幸徳議長 異議がありますので、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第5号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第109号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第110号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第111号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項第1号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、説明を申し上げます。

これは、平成24年度枕崎市水道事業会計予算の建設改良費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、正・副委員長の互選結果について報告を受けておりますので、氏名を読み上げて報告いたします。

総務文教委員会委員長に城森史明議員、副委員長に吉松幸夫議員。

産業厚生委員会委員長に禰占通男議員、副委員長に中原重信議員。

議会運営委員会委員長に今門求議員、副委員長に中原重信議員。

以上であります。

この際、お諮りいたします。

枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第7号枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを議題といたします。

禰占通男議員から委員の辞任願が提出されましたので、議長として、これを許可いたしました。

これに伴い、委員会条例第5条第1項の規定により、新たに城森史明議員を枕崎市議会報調査特別委員会委員に指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、任期中における閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件を急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第8号継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の継続審査の申し出については、配付してあります申し出のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成25年第2回臨時会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会前議長 依積田 義 信

枕崎市議会前副議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議長 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 今 門 求

枕崎市議会議員 沖 園 強